

# 平成20年第3回東大和市議会総務委員会記録

平成20年9月10日（水曜日）

## 出席委員（8名）

委員長	関田正民君	副委員長	関野杜成君
委員	西川洋一君	委員	粕谷洋右君
委員	蜂須賀千雅君	委員	中間建二君
委員	御殿谷一彦君	委員	大后治雄君

## 欠席委員（なし）

## 委員外議員（6名）

副議長	石川庄太郎君	4番	粕谷久美子君
5番	長瀬りつ君	6番	中村庄一郎君
20番	下条学君	22番	二宮由子君

## 議会事務局職員（5名）

事務局長	石川和男君	事務局次長	西永宣昭君
議事係長	小島裕治君	主事	新井利恵君
主事	指田弘安君		

## 出席説明員（4名）

副市長	小飯塚謙一君	総務部長	氏井博君
子ども生活部長	木内和郎君	市民生活課長	吉沢寿子君

## 会議に付した案件

- (1) 20第14号陳情 「協同労働の協同組合法」の速やかな制定を求める意見書採択に関する陳情
- (2) 20第15号陳情 離婚後の親子の面会交流の法制化と支援を求める陳情
- (3) 特定事件調査  
行政視察について

午前 9時45分 開議

○委員長（関田正民君） ただいまから平成20年第3回東大和市議会総務委員会を開会いたします。

---

○委員長（関田正民君） 初めに、20第14号陳情 「協同労働の協同組合法」の速やかな制定を求める意見書採択に関する陳情、本件を議題に供します。

朗読させます。

○議会事務局次長（西永宣昭君） 朗読いたします。

20第14号陳情 「協同労働の協同組合法」の速やかな制定を求める意見書採択に関する陳情

○委員長（関田正民君） 朗読が終わりました。

質疑を行います。

○委員（粕谷洋右君） 協同労働の協同組合法の制定を求める理由について、市としてはどのように認識しておりますでしょうか。

○子ども生活部長（木内和郎君） 我が国の協同組合に対する法制度でございますが、例えば協同組合法といった統括的な法制度ではなくて、事業の目的、あるいは内容ごとに個別法で各協同組合が定義されてございます。一例を申し上げますと、農業協同組合法、あるいは生活協同組合法でございます。こうした中で、労働者協同組合でございますが、個別法が現在存在していない状況でございます。そうしたことから、法人格が取得できなくて、やむなくNPO法人としての認証を受けてさまざまな活動をしているようでございます。こうした中で、この協同労働の協同組合法が整備されることによりまして、就業の選択権が広がります。そうしたことで、地域に根差した福祉や環境、教育の分野での活躍が期待されるのではないかと、そのように認識しているところでございます。

以上でございます。

○委員（粕谷洋右君） 法制化することでの利点、あるいは問題点はどんなものがあるとお考えでしょうか。

○子ども生活部長（木内和郎君） 利点でございますが、現在海外の多くの先進国では、この協同組合に関する法整備がなされてございまして、そういった意味では先進国の中で、この協同組合に関する法整備がなされていないのは我が国だけという現状でございます。こういった中で、利点でございますが、こうした法整備が既になされている外国では、協同労働の協同組合がさまざまな社会的な事業を行っているということでございます。例えば障害のある方、あるいはホームレスの方々、そういった方もみずから出資して働く組合もあるということでございます。こういったことから、この組合法が整備されることによりまして、人々が共通する目的のために、御自分たちで出資して事業を起こすことができるということ。それが、地域に根差した福祉や環境、教育の分野での活躍が期待されると思います。

また我が国では、昨今多くの団塊の世代の方々が地域に戻ってきております。こうした中で、地域の中で自分たちの生活や地域の課題、こういったものを考えながら必要とされている新たな仕事を起こすことが可能になりますということで、非常に就業機会の拡充につながるものと考えてございまして、かなり大きなメリットがあると考えているところでございます。

以上でございます。

○委員（中間建二君） 就業機会の拡大を図るということは、日本社会の状況を勘案しますと、非常に大事なことだと思うんですが、ちょっと市側のほうの御認識として、ひとつ今、我が国で定着しつつある取り組みとし

て、NPO活動がありますけれども、NPOはノンプロフィットですから利益を追求しないというような建前でもないでしょうけれども、そういう前提があるという認識なんです、このNPO活動と、ここで言う協同労働の協同組合というところの違いについて、どういう御認識があるか、ちょっと御説明いただければありがたいと思うんですが。

○子ども生活部長（木内和郎君） おっしゃるとおりNPO法人は営利を目的としてございませんで、福祉や環境、まちづくり、こういった分野で地域の課題を解決するための活動を行っております。そういった中で、NPO法人という法人格を取得しているわけでございます。この協同労働の協同組合につきましても、公共性が非常に強い活動をしている団体が多くて、その目的はNPO法人とかなり近いものがあると思います。ただ、NPO法人は構成する方々が出資できる規定がないということございまして、活動につきましてもボランティアの濃いものとなっております。

また、NPO法人の社員でございますが、いわゆる株式会社の社員と違いまして、法人の目的遂行に協力する以外に個人の経済的利益を追求する権利はないとされております。一方、この協同労働組合につきましても、働く方々による出資、それから協同でそれぞれができる労働を行いまして、協同で経営に参画できるというもので、これが一番大きな違いではないかと思っております。

また、活動をする中で生み出された余剰金につきましては、組合の基金として積み立てることも可能ということでございます。そこら辺がNPOとは異なる部分ではないかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員（中間建二君） NPOの理念や哲学もこの日本社会にとっては当然必要なわけですけど、今御説明いただいたような観点からも、この協同労働の協同組合ということは、今のさまざまな日本社会の、まあワーキングプアと言われるさまざまな問題の中で、また賃金が伸びないという中では、今の御説明のとおりであれば、一定の労働者の所得向上にもつながるような策じゃないかと。また、事前にこの陳情者からいただいている資料の中でも、国会においても、これはもう政党関係なく超党派で取り組んでいる内容だというふうに認識しておりますので、ぜひ本議会としては採択すべきであるという私の意見を述べさせていただきます。

以上です。

○委員（西川洋一君） 私もこれは採択でいいかなと思っておりますけど、配られた説明の文章を読みまして、何か新しい、言うなら事業形態というか、それを株式会社とは違って、自分たちで出資しながら自分たちで働くということをもってやるということですから、身近な地域の諸活動にも、まあそこから出発しているようですね、どうもね。だから事業として大変かなと、そこで働く労働者と言っても自分がやるわけですからね。ですから、賃金がいい悪いは自分の頑張りによるんでしょうけれども、こうした形態が新たに法的にも認められて活動できるようになれば、社会的にも非常に大きな発展になるかなという感じは受けました。

ところで、この陳情理由の中で「協同労働の協同組合」には法的根拠がないため、社会的理解が不十分であり、団体として入札・契約ができない」という文言がありますけれども、これは実態、どんなふうになっているか、つかんでおられるのでしょうか。

また、東大和市でこういう団体があるのかどうかとか、東大和市にこうした事例があったのか。事例、つまりこの仕事をさせてくれというような事例もあったのかどうか、そういう点はいかがでしょうか。あるいは近隣でその経験があれば、紹介をしていただければと思います。

○子ども生活部長（木内和郎君） 申しわけございませんが、そういった事例はつかんでございませんし、具体

的にそういった働きかけはまだございません。ただ、現在NPO法人として活動しているグループの中から、これが法制化されることによりまして、シフトを変えてくる団体はあるのかなと思っているところでございます。（西川洋一委員「今、市内でってこと」と呼ぶ）それも申しわけございません、現在のところ把握してございません。

○委員（大后治雄君） 私もこちらの陳情には賛成というか、採択すべきだと思っています。基本的に、働き方が同じで実態のある組織でありながら、もう今の段階では任意でしかないという組織で、法的根拠を与えることによって、より働き方に幅が出るというか、実態に即した働き方というか、そういったものを法的根拠によって定義づけることによって、より働きやすさを追求できるというような内容だと思っています。

基本的に、そうした今NPO法人として働いているというような方たちが、それがシフトしていくというような御説明もありましたが、より多くの人たちが出資を募って、こういった働ける場を与えるということは、理念的に、まあ民主党の理念というかですね、そういったところというよりは、私どもも労働組合に関しては一定の理解を示してやっているところでありますので、そうした意味において、ぜひこれを採択して、より働きやすい場を提供し、しっかりとした働き方をさせていただければ、我が市においても非常にプラスになっていくだろうというふうに思っております。

以上です。

○委員長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

20第14号陳情 「協同労働の協同組合法」の速やかな制定を求める意見書採択に関する陳情、本件を採択と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本件を採択と決します。

お諮りいたします。

ただいま採択と決しました本陳情につきましては、意見書を提出することとし、意見書の案文につきましては、正副委員長に御一任いただきたいと思いますと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

---

○委員長（関田正民君） 次に、20第15号陳情 離婚後の親子の面会交流の法制化と支援を求める陳情、本件を議題に供します。

朗読させます。

○議会議務局次長（西永宣昭君） 朗読いたします。

20第15号陳情 離婚後の親子の面会交流の法制化と支援を求める陳情

○委員長（関田正民君） 朗読が終わりました。

質疑を行います。

○委員（粕谷洋右君） 離婚後における面会交流は、どのように決められているのでしょうか。陳情の内容では、「調停を経て裁判所で面会交流についての取り決めを行ったとしても、強制力がないため」というふうにありますけれども、実際にはどのように決められているのかを伺います。

○子ども生活部長（木内和郎君） 面会交流という言葉、この陳情で初めて知ったわけでございますが、民法第766条の第1項という中で、「父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者その他監護について必要な事項は、その協議で定める。」とされてございます。また同じく第819条では、「父母が協議上の離婚をするときは、その協議で、その一方を親権者と定めなければならない。」ということで、いわゆる単独親権主義になってございます。

こうした中で、面会交流、これ民法上ではどうも面接交渉というらしいんですが、その具体的な内容及び方法につきましては、基本的には父母が話し合っただけで決めることになります。ただ、話し合いがまとまらない場合につきましては、家庭裁判所に調停の申し立てを行いまして、この面会交流に関する取り決めを求めるということでございます。こういった中から、確かに強制力はないようでございますが、基本的には裁判所の調停に基づいて離婚後の面会交流が定められると、そういったことでございます。

以上でございます。

○委員（粕谷洋右君） 単独親権者ということ、親権単独ということのようではございますけれども、外国ではこの辺はどのようになっているのでしょうか。

それと、陳情者からの「関係各位」という資料が添付されておりますけれども、この中で国立市とか小金井市では、国や都とか最高裁に対して意見書を提出したとありますけれども、市では他市の状況をどの程度把握しておりますでしょうか。

○子ども生活部長（木内和郎君） 外国の状況でございますが、かなり多くの国で共同親権主義といいますが、両親ともに親権を認める制度がなされていると聞いてございます。

また各市の状況でございますが、今委員おっしゃいましたように、小金井市と国立市では採択をされたと聞いてございます。そのほかでは、小平市、それから国分寺市、それから羽村市、そこに同様に陳情がなされていると聞いてございます。その中で、国分寺市につきましては、ことしの6月議会に出されまして、現在継続審議中ということでございます。その他の小平市、そして東大和市も含めますが、東大和市、羽村市につきましては、今議会に提出されたと聞いてございます。

以上でございます。

○委員（西川洋一君） 私どもも市民相談活動やっておりますので、こうした事例が出されるんですよね。調停では会わせることになっているんだけど、子供を連れてった側がなかなか会わせないと。会いたい之余り、その家の周辺に行くわけですよね——会いたい。そうすると、ストーカー行為になっちゃうんですよね。本当にかわいそうという状況は、それはそれであるんです。

もう一方で、親が離婚することの中には、あるいは子供を連れて片親が逃げるといった場合もあるんですよね。それは虐待だとか、そういう事情があつて、裁判所も調停した場合、そういう場合は会わせないとすることも

決められるわけですね。だから、こういう事態をどう考えたらいいか。親子の縁はそれは切れないわけで、会いたいという気持ちは本当にそう私も思うんですけども、子供にとってどうしたほうが一番いいのかという立場で、この問題はやっぱり考えなきゃならないんで、そういうことも含めた法的整備というのがあっていいんじゃないかなと私は思いますけれど、その辺が今の制度の中で面会、本当にできないのかどうか、仕組みがないのか、仕組みはあっても強制力がないということだから、なかなか難しいんですけど、その辺の実務が現実にならっているか。東大和市の弁護士さんの相談の折にも、こういうのがあるんじゃないかと思うんで、そういう事例を使って具体的にどうなっているのかというところを、ちょっと教えていただければと。

やっぱり、現場が非常に難しいんじゃないかということがあるんですよね。虐待されて、言うなら逃げてった親子に対して強制的に会わせるということになれば、その思いをまた思い出して、今後の生涯にいろいろ支障を来すということも、それもまたあるし、あるいは子供と会うことを理由に借金を申し込むとか、復縁を迫るとか、そういうこともまた具体的な事例の中にはあると聞いておりますので、この辺は本当に市民の問題で非常に難しいかなと。だけど親子の縁は切れないわけで、そこがまたそれであるから、その辺を考えてやはり法的にというのは、それは先ほど繰り返しになりますけど、それは大事に思うわけです。それだけに、現実がどんな状況があるかなというのをつかんでいたらお願いしたい。

それから、この陳情要旨に面会交流の公的支援体制を整えてくださいというのもあるわけですね。これについては、公的だから市も入っているんじゃないかというふうに思うんですけど、市としては、この公的支援体制、どのようにできるのかをお尋ねします。

○子ども生活部長（木内和郎君） 面会交流の制度ということでございますが、その中では例えば離婚協議の中に公正証書等で面会交流については条件を定めることができるということで、公正証書にいたしますと、かなり強制——まあ強制力まではございませんが、かなり確率は高まってくるのかなと思っております。そういった中で、市ではいろいろな相談業務を行っております。その中で事例といいますか、法律相談と、あと子ども生活部では母子・婦人相談を実施してございます。法律相談につきましては、弁護士の先生と相談者が相対で行います。そういった中で、さまざまな相談がなされるわけですが、具体的な相談内容というのは、本人のプライバシーの問題もございまして、把握はしていないということでございます。

また、子ども生活部では母子・婦人相談ですが、名前のおり相談できるのは女性のみということになっております。そういった中では、これまで面会交流に関する相談は現在のところなされてございません。

それから、市が公的支援をどのように進めていくかということでございますが、これにつきましては、相談業務、そういったものをより充実していきまして、本人の御相談に親身になって対応する、それが公的支援かなと思っております。

以上でございます。

○委員（西川洋一君） 支援体制ということで、具体的に会いたいという方と親権者、現在の親権者を市の一定の施設で具体的に会わせるということも含めて、体制というふうになるんじゃないかと思うんですけど、ただ相談に乗るということだけではちょっと不十分な気がするんですが、相談に乗るだけをもって体制というふうに言ったら、この陳情の趣旨と大分かけ離れた思いを市が持っているというふうに見ちゃうんですけど、その辺いかがでしょうか。

○子ども生活部長（木内和郎君） 委員おっしゃるとおり、確かにこの問題は両極端の危険性をはらんでございます。そういった中で、市が確かに間に入って仲介できれば一番よろしいんですが、なかなかそれができ

ない状況でございます。そういった中で、相談を受けて、また最も適切なですね、さらに上級の相談機関を紹介する、その段階をさらに進めていくことを今考えてございます。

以上でございます。

○委員（西川洋一君） 国立市は採択というふうになっているようですが、ちょっと私、不勉強ですのでね、慌ててけさ国立市の審議内容を取り寄せて見たんですけども、インターネットで載っていましたので。委員会では不採択、本会議で採択なんですよ。ですから、その辺の事情ももう少し私どももちょっと研究してみないと、かなり深い議論の内容があるんじゃないかというふうに思いますので、ちょっと私、不勉強を棚に上げてこんなことを言うのも何ですけども、そうした資料もぜひ先進市のそうした事例があるわけで、取り寄せていただくとか、そういうことをしていただくとか何か、それで勉強したいような気がするんですけども、そういう資料を寄せてもらうことはできるでしょうか。自分でとれと言えども、委員会の資料として。

○子ども生活部長（木内和郎君） 私どものほうも、まだちょっと不勉強でどんな資料があるか、これから勉強いたしますが、取り寄せることは可能でございます。

○委員（西川洋一君） 私、言いましたのは、委員会の資料にしたいという意味です。

○委員（関野杜成君） この際、動議を提出したいと思います。

本件につきまして、今後ちょっと調査、検討が必要と思われるので、継続審議の動議を提出します。委員長において、よろしくお取り計らいのほどお願いします。

○委員長（関田正民君） ただいま西川委員より、本陳情についての資料要求がありました。

お諮りいたします。

ただいまの資料を、本委員会として要求することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

ただいま関野委員から、本件を継続審査とされたいとの動議が提出されました。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本件を継続審査と決めます。

---

○委員長（関田正民君） 次に、特定事件調査、行政視察について、本件を議題に供します。

お諮りいたします。

本委員会の特定事件調査事項をお手元に御配付のとおり決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

お諮りいたします。

ただいま決しました特定事件調査事項を閉会中の継続審査と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

次に、閉会中の委員派遣について、お諮りいたします。

ただいま決しました調査のため、委員派遣を行う必要があります。

よって、会議規則第96条の規定に基づき、お手元に御配付のとおり、議長に対して委員派遣承認要求をいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

---

○委員長（関田正民君） これをもって、平成20年第3回東大和市議会総務委員会を散会いたします。

午前10時15分 散会